

議案第 17 号

清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例

清水町中小企業近代化資金融資条例(昭和 38 年清水町条例第 14 号)
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 年以上営んでいるもの」の次に「及び業歴 1 年
未満であっても事業運営が健全と認められるもの」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。